

北海道告示第10455号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和4年3月30日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 施行者の名称
砂川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
砂川都市計画下水道事業 砂川公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和55年1月14日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 2 (1) 施行者の名称
歌志内市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
歌志内都市計画下水道事業 歌志内公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和51年10月4日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 3 (1) 施行者の名称
深川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
深川都市計画下水道事業 深川公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和47年4月1日から令和9年3月31日まで

- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 4 (1) 施行者の名称
北広島市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
札幌圏都市計画下水道事業 北広島市公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和45年7月13日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
昭和45年北海道告示第1757号、昭和49年北海道告示第2084号、昭和53年北海道告示第1874号、昭和54年北海道告示第3846号、昭和55年北海道告示第2900号、昭和60年北海道告示第660号、昭和63年北海道告示第508号、平成元年北海道告示第582号、平成4年北海道告示第712号、平成6年北海道告示第795号、平成7年北海道告示第400号、平成8年北海道告示第120号、平成9年北海道告示第1300号、平成18年北海道告示第10099号、平成18年北海道告示第10564号、平成23年北海道告示第10717号、平成28年北海道告示第10300号、令和2年北海道告示第10395号の事業地のうち、北広島市共栄において事業地を変更する。

- 5 (1) 施行者の名称
奈井江町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
美唄奈井江都市計画下水道事業 奈井江町公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和52年11月14日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 6 (1) 施行者の名称
新十津川町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
滝川都市計画下水道事業 新十津川公共下水道
- (3) 事業施行期間
令和元年11月22日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分

変更無し
イ 使用の部分
変更無し